

令和元年 10 月 10 日
健康福祉部長寿社会課
担当者 瀬戸
内線 4040
外線 076-225-1415

介護保険法に基づく行政処分について

介護保険法に基づく監査を実施した結果、介護報酬の請求に関し違反があったことから、下記の行政処分を行うこととし、本日付で当該処分に係る通知を行った。

記

1 処分対象事業所

名 称：新世紀ケアサービス加賀
所 在 地：加賀市山代温泉桔梗丘3丁目24-3
サービスの種類：訪問介護
指 定 年 月 日：平成16年4月20日

（運営事業者）

名 称：株式会社 新世紀ケアサービス
代表取締役：河合 信朗
所 在 地：金沢市栗崎町2丁目414番地

2 処分内容

訪問介護サービスの指定の取り消し（※他のサービスについては処分対象外）
指定取消年月日：令和元年12月20日

3 処分の事由

介護保険法第77条第1項第6号違反

（居宅介護サービス費の請求に関し不正があったとき）

身体介護については、原則として1人の利用者に対して訪問介護員等が1対1で行うものであり、生活援助については、複数の要介護者がいる世帯において同一時間帯に複数の要介護者に対してサービスを提供した場合、要介護者間で適宜所要時間を振り分ける必要があるところ、同一職員が同一時間帯に、複数の利用者に対しサービスを提供したとするケア活動記録を作成し、介護給付費を請求した。

- ・平成28年4月から平成30年4月までのサービス提供分8,825件、介護報酬21,564,710円（うち消滅時効分17,702,170円（10月10日現在））

4 その他

県内の過去の行政処分の例

- (1) 処分事業所：指定居宅介護支援事業所
処分内容：指定の一部の効力の停止（新規利用者の受入停止3か月）
処分事由：運営基準違反、不正請求
処分日：平成21年12月8日
- (2) 処分事業所：指定（介護予防）通所介護事業所
処分内容：指定の一部の効力の停止（新規利用者の受入停止6か月）
処分事由：運営基準違反、不正請求等
処分日：平成23年1月31日
- (3) 処分事業所：指定（介護予防）訪問介護事業所、指定（介護予防）通所介護事業所、指定（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所（9事業所）
処分内容：指定取消 4事業所
指定の効力の全部停止（6か月） 3事業所
指定の効力の一部停止（新規利用者の受け入れ停止6か月） 2事業所
処分事由：人員基準違反、不正請求、不正の手段による指定等
処分日：平成24年2月14日
- (4) 処分事業所：指定訪問介護事業所
処分内容：指定の一部の効力の停止（新規利用者の受入停止3か月）
処分事由：不正請求
処分日：平成30年8月20日